

## 検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1115 第11号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目の一部変更が通知されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

### ■算定方法が一部変更された検査項目

「保医発1115 第11号」適用日 令和4年11月16日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
ADAMTS 13活性	400点	血液学 的検査 125点	「D006」 出血・凝 固検査 「34」	<p>～（略）～</p> <p><u>ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30日間を超えた場合でも、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p>

※ 下線部が変更されました。

※ 該当項目：[3166] ADAMTS13活性

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。